

## 福岡市商工金融資金制度の一部改正について

平成31年4月1日に福岡市商工金融資金制度が一部改正され、平成31年4月1日保証申込受付分から新事業開拓資金「ステップアップ資金」の対象者が変更となります。詳細につきましては、以下をご覧ください、ご不明な点がございましたら、保証協会までお問い合わせください。

### 1. 改正内容

#### (1) 新事業開拓資金「ステップアップ資金」の対象者の変更等

下表のとおり変更が行われ、先端設備導入計画の認定を受けた方が対象者として追加されます。

資金名	改正後	現行
ステップアップ資金	ア 次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する者が、事業の成長を図るための資金  <u>(イ) 削除</u>  <u>(オ) 生産性向上特別措置法に基づく、先端設備等導入計画を作成し、福岡市の認定を受けた者</u>	ア 次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する者が、事業の成長を図るための資金  <u>(イ) 福岡市民間施設活用型インキュベート事業補助金交付要綱に基づく交付決定又は交付を受けて3年以内の者、等</u>  新設

### 2. 取扱開始日

平成31年4月1日(月)保証協会の保証申込受付分から適用されます。